

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、

イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

第二条第一項第三十四号の二中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者

(2) 障害者

- (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けて
いる者

第五十二条第一項中「金銭債権」の下に「(債券に表示されるべきものを除く。次項において同じ。)」を加える。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者居住権の目的となつてゐる建物 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたならば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。

以下この号及び次項第二号において同じ。） 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたならば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。

3 第一項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる権利が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。この場合において、第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定は、適用しない。

一 配偶者居住権 当該相続又は遺贈により当該配偶者居住権を取得した時において、その時に当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物を譲渡したとしたならば当該建物の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該配偶者居住権を取得したものとし、当該金額から当該配偶

者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該配偶者居住権の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

二 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該相続又は遺贈により当該権利を取得した時において、その時に当該土地を譲渡したとしたならば当該土地の取得費の額として計算される金額のうちその時における当該権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該権利を取得したものとし、当該金額から当該配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該権利の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

第六十七条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な業務を行う者として政令で定める要件に該当するもののその年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務に

つきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

3 前二項の規定の適用を受けるための手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条を削る。

第八十一条の見出しを「(寡婦控除)」に改め、同条第一項中「又は寡夫」を削り、同条第二項中「寡婦(寡夫)控除」を「寡婦控除」に改め、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(ひとり親控除)

第八十一条 居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十五万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、ひとり親控除という。

第八十五条第一項中、「第八十一条(寡婦(寡夫)控除)又は第八十二条(勤労学生控除)」を「又は第八十条から第八十二条まで(寡婦控除等)」に、「寡夫」を「ひとり親」に、「死亡し又は」を「死亡し、又は」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。以下この項において同じ。)」が「及

び「親族が」を「子が」に、「第二条第一項第三十号イ又は第三十一号」を「第二条第一項第三十一号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同条第二項中「第二百三条の三第一号へ」を「第二百三条の三第一号ト」に改め、同条第三項中「又は第八十一条」を削る。

第八十七条第一項中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除、ひとり親控除」に改める。

第二百二十条第三項第二号中「配偶者特別控除又は扶養控除」を「又は配偶者特別控除」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一項の規定による申告書に、第八十五条第三項の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者 扶養控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類並びに当該非居住者である親族が年齢三十歳以上七十歳未満の者である場合（当該非居住者である親族が障害者である場合を除く。）には第二条第一項第三十四号の二口(1)（定義）に掲げる者に該当する旨を証する書類又は同号口(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類

第二百二十条第四項第二号中「又は」を「若しくは」に、「の当該」を「又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険法第四十五条第五項（保険医療機関等の診療報酬）に規定する国民健康保険団体連合会の当該」に改め、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該業務に係る収入金額が千万円を超えるものが同項の規定による申告書を提出する場合」を加える。

第二百二十一条第一項第二号口中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改める。

第一百六十五条第一項中「（障害者控除）、第八十一条」を削り、「（寡婦（寡夫）控除等）」を「（障害者控除等）」に改める。

第一百六十六条中「同条第六項中「業務」とあるのは二」を「同条第六項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは「山林所得を生ずべき」に、「限る。」と、二を「限る。以下この項において「特定業務」という。」と、「雑所得を生ずべき業務」とあるのは「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務に」とあるのは「特定業務に」と、二に改める。

第一百八十七条中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第百九十条第二号ハ中「寡夫」を「ひとり親」に、「第七十九条（障害者控除）、第八十一条（寡婦（寡夫）控除）、第八十二条（勤労学生控除）」を「第七十九条から第八十二条まで（障害者控除等）」に、「寡婦（寡夫）控除の」を「寡婦控除の額、ひとり親控除の」に改める。

第百九十四条第一項第二号中「居住者が」を「居住者が、」に改め、「寡婦、寡夫」を削り、「には、」を「には」に、「事実」を「事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨」に改め、同項第七号中「若しくは第五号の控除対象扶養親族」及び「又は控除対象扶養親族」を削り、「その旨」を「その旨並びに第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「次項」を「以下第六項まで」に、「書類」を「書類（当該国外居住親族が同号に規定する控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二口(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号口(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」に改め、同条第五項中「事実」の下に「（当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二口(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようと

する場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当する事実」を加え、同条第六項中「書類」の下に「(当該国外居住親族が第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類)」を加える。

第百九十五条第一項中「寡婦(寡夫)控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改め、同項第四号中「又は控除対象扶養親族」及び「である親族」を削り、「その旨」を「その旨並びに同号に規定する控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第四項中「書類」の下に「(当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類)」を加える。

第二百三条の三第一号ハ中「又は寡夫」を削り、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号二中「ホ及びヘ」を「ヘ及びト」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 当該申告書に当該公的年金等の受給者がひとり親である旨の記載がある場合には、三万円

第二百三条の六第一項中「へまで」を「トまで」に改め、同項第二号中「居住者が」を「居住者が、」に、「若しくはその他の障害者又は寡婦若しくは寡夫」を「又はその他の障害者」に、「には、」を「には」、「事実」を「事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨」に改め、同項第六号中「第四号の控除対象扶養親族」を削り、「その旨」を「その旨並びに第四号の控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改め、同条第三項中「含む。」が「を」を含む。以下この項において同じ。）が「に」、「書類」を「書類（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）」に改める。

第二百二十一条に次の六項を加える。

2 税務署長は、前項の場合において、次の各号に掲げる支払の日又は支払金額（これらのうち、青色申告書を提出した個人の不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずべき業務に係る支払に係るもの並びに法人税法第二条第三十七号（定義）に規定する青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）

の区分に応じ当該各号に定める事項により、当該各号に掲げる支払の日を推定し、又は当該各号に掲げる支払金額を推計して、同項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。

一 第二章（給与所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払の日又は給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額 当該給与等の支払をした者が定めている給与等の支払に関する規程並びに当該給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度

二 第三章（退職所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第百九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）の支払の日又は退職手当等の支払を受けた者ごとの退職手当等の支払金額 当該退職手当等の支払をした者が定めている退職手当等の支払に関する規程並びに当該退職手当等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度

三 第四章第一節（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第二百四条第一項（源泉徴収義務）に規定する報酬若しくは料金、契約金若しくは賞金（以下この条

において「報酬等」という。）の支払の日又は報酬等の支払を受けた者ごとの報酬等の支払金額 当該報酬又は料金の支払を受けた者の業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度、当該契約金の支払を受けた者の約する役務の提供の内容並びに当該賞金の支払の事由

四 第五章（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収）の規定による源泉徴収の対象となる第二百二十二条第一項（源泉徴収義務）に規定する国内源泉所得（給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。以下この条において「国内源泉所得」という。）の支払の日又は国内源泉所得の支払を受け

た者ごとの国内源泉所得の支払金額 当該国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に定める事項

3 税務署長は、前項の規定により、同項各号に掲げる支払の日を推定し、又は同項各号に掲げる支払金額を推計することが困難である場合には、次の各号に掲げる支払の日又は支払金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより、第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。

一 前項第一号に掲げる支払の日又は支払金額 同号の給与等の支払をした個人がその年において業務を営んでいた期間その他の当該給与等の支払をした者の区分に応じ政令で定める期間（以下この号において「給与等の計算期間」という。）における同項第一号に掲げる支払の日をイに掲げる日とし、

又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額をロに掲げる金額とする。

イ 当該給与等の計算期間に属する各月の末日

ロ 当該給与等の計算期間における当該給与等の支払をした者の給与等の支払金額の総額を当該給与等の計算期間における当該給与等の支払をした者から給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを当該給与等の計算期間の月数で除して計算した金額

二 前項第二号に掲げる支払の日又は支払金額 同号の退職手当等の支払をした個人がその年において業務を営んでいた期間その他の当該退職手当等の支払をした者の区分に応じ政令で定める期間（以下この号において「退職手当等の計算期間」という。）における同項第二号に掲げる支払の日をイに掲げる日とし、又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額をロに掲げる金額とする。

イ 当該退職手当等の計算期間の末日

ロ 当該退職手当等の計算期間における当該退職手当等の支払をした者の退職手当等の支払金額の総

額を当該退職手当等の計算期間における当該退職手当等の支払をした者から退職手当等の支払を受けた者の人数で除して計算した金額

三 前項第三号に掲げる支払の日又は支払金額 同号の報酬等の支払をした個人がその年において業務を営んでいた期間その他の当該報酬等の支払をした者の区分に応じ政令で定める期間（以下この号において「報酬等の計算期間」という。）における同項第三号に掲げる支払の日をイに掲げる日とし、又は同号に掲げる支払の日若しくはイに掲げる日における同号に掲げる支払金額をロに掲げる金額とする。

イ 当該報酬等の計算期間の末日

ロ 当該報酬等の計算期間における当該報酬等の支払をした者の報酬等の種類ごとの支払金額の総額を当該報酬等の計算期間における当該報酬等の種類ごとの当該報酬等の支払をした者から当該報酬等の支払を受けた者の人数で除して計算した金額

四 前項第四号に掲げる支払の日又は支払金額 国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に定めるところによる。

4 前項第一号口の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 税務署長は、第三項の場合において、その支払をした者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により次の各号に掲げる総額又は人数を推計し、同項の規定により第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができ

一 第三項第一号口に規定する給与等の支払金額の総額又は同号口に規定する給与等の支払を受けた者の人数

二 第三項第二号口に規定する退職手当等の支払金額の総額又は同号口に規定する退職手当等の支払を受けた者の人数

三 第三項第三号口に規定する報酬等の種類ごとの支払金額の総額又は同号口に規定する報酬等の支払を受けた者の人数

四 国内源泉所得の前三号の区分に応じ前三号に掲げる総額又は人数

6 税務署長は、第一項から第三項まで及び前項の場合において、その支払が、給与等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するか、退職手当等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するか、又は報酬等若しくは国内源泉所得のいずれに該当するかを推定してこれらの規定により第一項に規定する所得税を同項に規定する者から徴収することができる。この場合において、これらのいずれに該当するかを推定することが困難であるときは、それぞれ給与等、退職手当等又は報酬等に該当するものとすることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第三項の規定により第一項に規定する所得税の額を計算する場合における第二百五条第二号（徴収税額）に規定する政令で定める金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十二条第一項中「ものを含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の帳簿」を「第一項の帳簿又は前項の書類」に改め、同項ただし書中「帳簿」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者又は第百六十四条第一項各号に定める国内源泉所得に係る雑所得を生ずべき業務を行う非居住者で、その年の前々年分のこれらの雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円を超えるものは、財務省令で定めるところにより、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)中「減」を「ひ」に改める。

第二条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第二百二十一条第二項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、「法人の支払」の下に「(その法人が同法第百三十一条(推計による更正又は決定)に規定する通算法人である場合には、当該通算法人の同条に規定する各事業年度に係る支払を除く。)」を加える。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

「第二章の二 連結納税義務者（第四条の二―第四条の五）
を「第二章の二 法人課税信託
目次中

第二章の三 法人課税信託（第四条の六―第四条の八）」

（第四条の二―第四条の四）」に、「第十条の二を「第九条」に、「第十条の三」を「第十条」に、

「第十五条の二」を「第十五条」に、
「第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一
第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条

条の十一・第六十一条の十二）
を「第五目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の
の十三）」

「第十一款 完全支

第一目 損益通

十二）」に、「第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）」を 第二目 損益通

第三目 資産の

第十二款 各事業

配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

算及び欠損金の通算（第六十四条の五―第六十四条の八）

算及び欠損金の通算のための承認（第六十四条の九・第六十四条の十）に、〔第七十五条の二〕を〔第
時価評価等（第六十四条の十一―第六十四条の十四）

年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

七十五条の三〕に、〔第七十五条の三・第七十五条の四〕を〔第七十五条の四・第七十五条の五〕に、

〔第一章の二 各連結事

第一節 課税標準及

第一款 課税標準

第二款 各連結事

第三款 益金の額

第一目 個別益

第二目 受取配

第三目 外国税